

地域の芸術機関として、
アートの持つ力を現代社会に活かす

STスポット横浜は、1987年から小劇場「STスポット」を運営しています。横浜駅から歩いてほど近く、オフィスビルの地下一階にある白い壁に囲まれた小さな空間。わずか56m²のこの場所から、芸術文化の担い手となる若い才能が数多く羽ばたいていきました。

2004年からは地域コミュニティとの連携をはかり、教育・まちづくり・福祉の分野にも活動の場をひろげました。学校でのアーティストによる授業の実施や、地域の文化団体への助成、障害者の芸術活動支援などを通じ、どんな状況であっても人々が芸術文化にふれられる社会の実現をめざしています。

私たちは、地域の芸術機関には「文化の交流装置」としての役割があると考えています。市民に発表や鑑賞の機会を提供し、芸術文化の創造拠点としてアーティストを支援すること。また、人と人をつなぎ、ネットワークを構築し、情報の発信をすること。その小さな営みによって、網の目の結節点となる場所を無数に生みだし、文化の交流を地域に根づかせる。それがSTスポット横浜の使命だと考えています。

アートは不要不急なものではありません。アートを媒介にして、人々は未知の領域と出会い、新たな発想や創造力を育みます。そのエネルギーを社会に還元するため、私たちは芸術文化の生態系を守り、他分野との協働を推進してきました。

創立から35年。これからも多くのみなさまのお力添えをいただきながら、アートの可能性を社会に投げかけていきます。



- 1987**
3月、横浜市内で活動する舞台芸術関係者が集まり、「STスポット運営委員会」を結成。同年11月、「STスポット」開館。
- 1989**
落語企画「STすぽっと八七四亭」開始。(～2001年)
横浜市政100周年・開港130周年記念事業
ダンスフェスティバル「ヨコハマ・アート・ウェブ'89」開催。
- 1990**
演劇フェスティバル「スパーキングシアター」開始。(～2005年)
音楽企画「アジアの音を探る」開始。(～1994年)
- 1994**
「STスポット・ダンスシリーズ」開始。
「神奈川国際芸術フェスティバル」開始。(～2015年)
- 1996**
横浜赤レンガ倉庫「横浜ダンスコレクション」開始。
- 1997**
ダンスコンペティション「ラボ20」開始。
- 2000**
「STスポット運営委員会」を「STスポット横浜」に改め、理事会を組織。
- 2004**
2月、BankART1929 Yokohamaの立ち上げに参画。(～2006年3月)
4月、アート教育事業部(現地域連携事業部)発足。神奈川県との協働事業を実施。(～2009年3月)
6月、法人格を取得。「特定非営利活動法人STスポット横浜」設立。
10月、舞台芸術創造拠点「急な坂スタジオ」立ち上げに参画。(～2007年5月)
横浜市が文化芸術創造都市政策「クリエイティブシティ・ヨコハマ」を展開。
- 2008**
急な坂スタジオ・横浜にぎわい座(のげシャレ)・STスポットの3館連携による若手舞台芸術家の創作支援プログラム「坂あがりスカラシップ」を開始。(～2016年)
「横浜市芸術文化教育プラットフォーム」事務局運営を開始。
横浜市地域文化サポート事業「横浜アートサイト」開始。
- 2009**
横浜開港博「Y150」開催。
- 2010**
ダンスコンペティション「N.N.N.」開始。(～2015年)
- 2011**
「国際舞台芸術ミーティングin横浜」開催。
- 2012**
国際ダンスフェスティバル「Dance Dance Dance@YOKOHAMA」開始。
- 2014**
4月、横浜市地域文化サポート事業「ヨコハマアートサイト」事務局運営を開始。
- 2016**
12月、神奈川県指定NPO法人化。
- 2017**
4月、横浜市認定NPO法人化。
「地域における障害者の文化芸術体験活動支援事業」開始。
- 2020**
4月、「神奈川県障がい者芸術文化活動支援センター」運営開始。

ご寄付のお願い

STスポット横浜では、私たちの活動に共感し、ご支援いただける方々を募集しています。いただいたご寄付は、新たな活動を展開していく事業開発の資金として使わせていただきます。みなさまのご支援を心よりお待ちしております。

STスポット横浜は横浜市に認定を受けた「認定NPO法人」です。ご寄付は確定申告によって寄附金控除を受けることができ、最大50%還付されます。

- 寄付額 3,000円～
- 種類 毎月／都度
- お支払方法 クレジットカード／銀行振込

ご寄付のお申込み・詳しくはこちら

<https://stspot.jp/donation/>



寄附金控除の仕組み

※個人が年間に計30,000円を寄付した場合



税制優遇の例

所得税の計算式 どちらか有利な方を選択できます

税額控除	$(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円 (控除下限額)}) \times 40\% = \text{減税額 (所得税分)}$
or	
所得控除	$(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円 (控除下限額)}) \times \text{所得税率} = \text{減税額 (所得税分)}$

《税額控除上限》減税額は所得税額の25%が限度
《税額控除-所得控除 共通上限》年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の40%が限度

個人住民税の計算式

税額控除のみ	$(\text{年間寄付金合計額} - 2,000\text{円 (控除下限額)}) \times \text{最大} 10\% = \text{減税額 (個人住民税分)}$
--------	---

都道府県指定分：4% + 市区町村指定分：6% = 合計最大10%
※政令市にお住まいの方は… 都道府県指定分：2% + 政令市指定分：8% = 合計最大10%
《上限》年間寄付金合計額は、年間の総所得金額等の30%が限度

STスポット横浜の活動についてもっと知る



STスポット

<https://stspot.jp/>



横浜市芸術文化教育プラットフォーム
アーティストが学校へ

<https://y-platform.org/>



ヨコハマアートサイト
(横浜市地域文化サポート事業)

<https://y-artsite.org/>



神奈川県障がい者
芸術文化活動支援センター

<https://k-welfare.org/>

アクセス・お問い合わせ

STSpot
Yokohama

認定NPO法人 STスポット横浜

〒220-0004
横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビルB1F

STスポット(劇場)

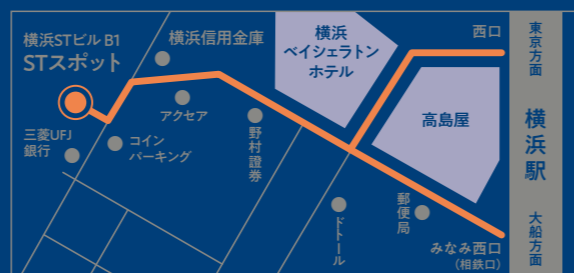
TEL: 045-325-0411
FAX: 045-325-0414
MAIL: mail@stspot.jp

地域連携事業部

TEL: 045-325-0410
FAX: 045-325-0414
MAIL: community@stspot.jp

STスポット横浜事務局

TEL: 045-325-0410
FAX: 045-325-0414



ST Spot Yokohama since 1987

INFORMATION